

凍結防止剤購入仕様書

（総 則）

第1条 本仕様書は、京都府が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）の購入について適用する。

2 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は契約日から令和9年3月31日までとする。

2 納入開始日は甲乙協議するものとし、乙は契約日の翌日より確実に納入できる体制を確保しなければならない。

（承諾図書）

第3条 乙は、本契約の履行を確実にを行うため、契約締結後物品納入前に以下の項目を記載した承諾図書を甲に提出し、承諾を得なければならない。

- （1）凍結防止剤の規格
- （2）フレキシブルコンテナの規格
- （3）フレキシブルコンテナ充填計画
- （4）備蓄倉庫計画
- （5）輸送計画

（納入の期限）

第4条 前条にて承諾を得られた凍結防止剤の納入の指示は、甲から乙に適宜行うものとし、乙は甲の指示を受けた場合には、表－1の凍結防止剤散布装置等配備箇所等へ次に示した期限までに確実に納入しなければならない。

2 天災、不可抗力で上記要件を満足できない場合は、甲乙協議する。

指 示 時 間	納 入 期 限
9時～正午まで	指示日の翌日正午まで
正午～17時まで	指示日の翌日17時まで
17時～翌9時まで	指示日の翌々日正午まで

※1日の受付数量の内10t（25kg詰換算400袋）を超える分については、翌々日正午までを納期限とする。

（凍結防止剤の規格等）

第5条 購入する塩化ナトリウムは、副産塩との混合使用を認めない。

2 塩化ナトリウムは500kg詰めフレキシブルコンテナもしくは25kg詰めの防湿袋に詰められたもので、次の規格に適合しなければならない。

品 質	粒 度	品質及び粒度試験方法
①塩化ナトリウム 95%以上 ②凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表－2の基準に適合すること。 ③含水率(乾燥減量) 3%以下 ④異物の混入、異臭、汚損塩又は不純物の異物含有がないこと。	①最大粒径 16mm 以下 ②平均粒径 0.6mm ≤ D50 ≤ 5.6mm ③ 0.6mm 未満及び 6.7mm 以上が質量比でそれぞれ 10%以下	【品質試験】 ①純度、含水率 ・「塩試験方法 第2版」(2002年1月(財)塩事業センター)による。 ②有害物質 ・水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。 【粒度試験】 ・「塩試験方法 第2版」(2002年1月(財)塩事業センター)における乾燥減量法による。 ・JIS K 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け法による。

- 凍結防止剤の規格は、納入しようとする凍結防止剤について品名、製造元または生産地、品質規格を記載し、品質証明書を添付しなければならない。
- 品質証明書の提出頻度は契約締結後すみやかに提出すること。また、品質証明書は、日本国内の公的試験機関(大学等を含む)が発行する証明書とする。
- 乙は凍結防止剤の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は品質証明書を速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は請負者の負担で行うものとする。
- 乙は前項の試験の結果、それぞれの凍結防止剤の品質規格に適合しないと判明したものについては、無償で早急に交換しなければならない。

(防湿袋の空袋処理)

第6条 使用済み塩化ナトリウム防湿袋の回収及び処理は含まない。

(フレキシブルコンテナの規格)

第7条 凍結防止剤のフレキシブルコンテナは、J I S Z 1 6 5 1 (フレキシブルコンテナ)の規格に適合したもの、またはこれと同等の品質を有するものとするほか、次に示す規格を満足するものでなければならない。また、使用済みフレキシブルコンテナの回収及び処理は含まない。

(1) 種 類 : 種類は、次のとおりとする。

用 途	本体材料	形 状
ワンウェイ用	織 布	円筒形

(2) 充 填 荷 重 : 5 0 0 k g

(3) 材 料 : 本体 0.04mm ラミネート加工 吊りベルト 4本吊り

(4) 設計積重ね段数 : 5 段 (6 段積み)

(フレキシブルコンテナ充填計画)

第8条 乙は、フレキシブルコンテナへ凍結防止剤500kgに充填するための方法を承諾図書に記載するものとする。充填量は500kg以上でなければならない。

2 フレキシブルコンテナ充填計画は、充填場所、充填方法、重量計測方法、仮保管場所での管理方法を記載し、工程写真を添付するものとする。

(備蓄倉庫計画)

第9条 乙は、凍結防止剤を安定供給できる備蓄倉庫を確保しなければならない。なお、安定供給可能な備蓄倉庫であれば、専用でなくても良い。

2 備蓄倉庫計画は、備蓄倉庫の住所、位置図、備蓄倉庫の現況写真を記載するものとする。

3 乙は、常に備蓄を確保しておくものとする。

(輸送計画)

第10条 輸送計画は、製造元または輸入元から備蓄倉庫までの運搬体制、備蓄倉庫から凍結防止剤散布装置等配備箇所までの運搬体制、運搬の経路、連絡体制、緊急時の対応等を記載するものとする。

(納入場所及び購入予定数量)

第11条 納入場所及び購入予定数量は、表－1のとおりとする。

2 甲が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保とし契約単価の変更を協議することはできない。

(その他)

第12条 この仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

表－１（第４条、第１１条関係）

凍結防止剤 散布装置等 配備箇所	所 在 地	塩化ナトリウム 500kg 入り		塩化ナトリウム 25kg 入り	
		購入予定 数量(t)	1 回当 たり最大購 入予定量 (t)	購入予定 数量(t)	1 回当 たり最大購 入予定量 (t)
中丹東土木管内 ・京都府舞鶴総合庁舎 ・京都府綾部総合庁舎 ・他 散布委託業者 (予定)	舞鶴市及び綾部市内 ・舞鶴市字浜 2020 ・綾部市川糸町丁畠 10-2 ・他 委託業者指定場所 (予定)	550	30	147.5	20
合 計		550	—	147.5	—

注) １：購入予定数量は、過去５カ年使用量を基に予想したものであり、気象変動等により増減する。

２：１回当たり最大購入予定量は、当初購入時を除くシーズン中の最大量である。

３：所在地は昨年度実績を参考に記載

表－２（第５条関係）

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003 mg/l
チラウム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒 素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l